

青森県報

第五百二十三号

令和四年
十月十四日
(金曜日)

目次

告 示

○ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (こどもみらい課) …… 一

公 告

○ 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表…………… (総務学事課) …… 一

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (高齢福祉保険課) …… 一

○ 令和四年度畜産経営基盤の継承意向調査・分析業務に係る一般競争入札…………… (畜産課) …… 二

○ 市街地再開発組合の定款変更の認可…………… (建築住宅課) …… 三

○ 市街地再開発組合の事業計画変更の認可…………… (同) …… 四

教育委員会

○ 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課) …… 四

公安委員会

○ 指定講習機関の指定…………… (運転免許課) …… 七

正 誤

○ 令和四年六月一日号外第五十五号公営企業中…………… (整備企画課) …… 七

告

示

青森県告示第五百四十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和四年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
医療法人はらだクリニク	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一三の二	令和四年十月十四日
サンケアおいらせ薬局	七 上北郡おいらせ町上前田二一の七	〃
公済会訪問看護ステーションやまびこ	むつ市小川町一丁目一の五	〃

公

告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和四年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和四年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
令和四年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部高齢福祉保険課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年九月十四日
- 五 落札者の名称及び住所
日本システム技術株式会社
大阪府大阪市北区中之島二丁目三の一八
- 六 落札金額
六千四百三十五万円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年八月五日

令和四年度畜産経営基盤の継承意向調査・分析業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項）の規定により公告する。

令和四年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる役務（以下「調達案件」という。）に係る調達とする。

令和四年度畜産経営基盤の継承意向調査・分析業務

2 調達案件に要求する仕様等は、入札説明書による。

二 委託期間

契約締結日から令和五年一月二十三日まで

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事

の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事

の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 過去に国又は地方公共団体等と調査・研究・その他（コンサルティング等）に関する業務を受託し、これらを全て契約期間満了までに履行した実績を有すること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年十月十四日までに青森県農林水産部畜産課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

ないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部畜産課

電話 〇一七―七三四―九四九六

4 提出部数

一部

5 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部畜産課

電話 〇一七―七三四―九四九六

なお、令和四年十月十四日から同月二十七日までの間において青森県農林水産部畜産課ホームページからダウンロードできる。

URL: <https://www.pref.aomori.jp/soshiki/nourin/chikusan/index.html>

六 入開札の日時及び場所

1 日時

令和四年十月二十八日 十一時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟四階 B 会議室

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

九 落札者の決定方法

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他

詳細は入札説明書による。

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、中新町山手地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

中新町山手地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年三月から令和六年九月まで

三 施行地区（施行地区及び工区）

青森市新町二丁目五の一から五の一まで、五の二五、五の二六、五の二八、五の二九、一〇一の一の一部、一〇二の三の一部及び一〇二の六の一部

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の一八

五 設立認可の年月日

令和二年三月十七日

六 変更内容

新築工事工期及び参加組合員負担金額納付期限

七 変更認可の年月日

令和四年十月四日

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、中新町山手地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

中新町山手地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年三月から令和六年九月まで

三 施行地区（施行地区及び工区）

青森市新町二丁目五の一から五の一まで、五の二五、五の二六、五の二八、五の二九、一〇一の一の一部、一〇二の三の一部及び一〇二の六の一部

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の一八

五 設立認可の年月日

令和二年三月十七日

六 変更内容

工期

資金計画

七 変更認可の年月日

令和四年十月四日

教 育 委 員 会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立学校の職員」の下に「（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。以下同じ。）を除く。）」を、「規定する職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加える。

第二条第一項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第二条の三第三号に掲げる場合又は同条例第二条の四に規定する場合」を「第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）」に、「条例第三条第八号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする」を「第四号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする再任用短時間勤務職員等が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務

職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同

号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのい

ずれかの日）以前の日である場合
三 条例第二条の四に規定する場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳六か月に達する日以前の日である場合

四 条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を請求する場合

第二条第二項を削り、同条第三項中「及び育児休業等計画書」を削り、同項を同条第二項とする。
第三条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第三条 法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、当該育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）にあつては二週間、第四号に掲げる場合にあつては当該日）前までに行うものとする。
一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間の延長を請求する場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当して行っている育児休業の期間の延長を請求する場合
三 条例第二条の四に規定する場合に該当して行っている育児休業の期間の延長を請求する場合

四 条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合

2 前条第二項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第四条第二項中「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第五条第一項中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書（第四号様式）」に改め、同条第三項中「第二

条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第一号様式中

育児休業の承認 育児休業の期間の延長
(非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)

再度の育児休業の承認 再度の育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)

①育児休業の承認 (②の承認を除く。)
②同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)
③育児休業の期間の最初の延長
④育児休業の期間の再度の延長
(②の承認若しくは④の延長が必要な事情又は①の承認のうち再任用短時間勤務職員等の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)

4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで

を

4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで

に改

め、同様式の注の1中「非常勤職員又は再任用短時間勤務職員（以下「非常勤職員等」という。）」を「再任用短時間勤務職員」とし、「再度の」を削り、「回社の3中「非常勤職員等」を「再任用短時間勤務職員」とし、「再度の」を削り、「回注の4中「非常勤職員等」を「再任用短時間勤務職員」とし、「回社の5中」（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式を第三号様式として、同様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式（第5条関係）

育児短時間勤務計画書

青森県教育委員会 殿	所屬名	年 月 日
	職氏名	
再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。		
1 請求に係る子	氏名	生年月日 年 月 日生
2 請求者の計画	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備考		

- (注) 1 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 2 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百二十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項の規定により次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十月十四日

青森県公安委員長 野 呂 知 子

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 株式会社青森原別自動車学校

2 住所 青森市原別二丁目一の八

3 代表者の氏名 辻川年明

二 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

1 事務所の名称 青森中央自動車学校

2 事務所の所在地 青森市原別二丁目一の八

三 特定講習の種類 若年運転者講習

四 指定を行った年月日 令和四年十月四日

正

誤

整 備 企 画 課

令和四・六・一 号外第五号	発行年月日 番号	区 分	番 号	頁 数	段 階	行 数	誤
公営企業 管理規程	第四号	五	上	四	三	第二十一条～二十五条の五	第二十一条～二十五条の五
							正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円